

訪問介護 介護予防型訪問サービス

重要事項説明書

1 事業者

事業者名（法人）の名称	えひめ中央農業協同組合
所在地	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町8丁目128番地1
電話番号	TEL (089) 943-2121 (代表) FAX (089) 943-2127
代表者（職・氏名）	代表理事理事長 武市 佳久
設立年月日	平成11年 4月 1日

2 ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	J Aえひめ中央ホームヘルプサービス事業所
サービスの種類	訪問介護事業 介護予防型訪問サービス事業
事業所の所在地	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町8丁目128番地1
連絡電話番号・FAX	TEL (089) 943-2466 FAX (089) 943-3750
指定年月日・事業所番号	訪問介護 平成12年6月26日指定・3870101924 介護予防型 平成27年4月1日指定・3870101924
管理者の氏名	渡部 里美
通常の事業の実施地域	松山市（島しょ部を除く）、伊予市、東温市、 伊予郡松前町

3 事業の目的と運営方針

（目的）

組合員とその家族及び地域住民（以下「利用者」という。）への介護サービスの提供により、地域福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的とします。

利用者が、要介護・要支援状態または第1号訪問事業の対象者となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う事により、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

（方針）

- ご利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- その人らしく生きることを大切にするサービスを提供します。
- ご利用者本位のサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れず笑顔あふれるサービスを提供します。

4 従業員の職種・員数及び職務内容

職 種 (資格)	員 数	職務内容
管理責任者	1名	業務内容は以下の通りとする。
管理者(兼務)	1名	
サービス提供責任者	1名以上	
訪問介護員	1名以上	

※但し、指定基準に定める員数を確保するものとする。

- 1 管理責任者は、総務部長があたる。
- 2 管理者は、施設長があたる。

【職務内容】

管理責任者

事業所を統括管理する。

管理者

従業者及び業務の一元的管理ならびに従業者の運営に関する規程を遵守させるための指揮・命令。

サービス提供責任者

- ① 事業の利用申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状況の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、利用者に係る医療、他事業所との連携を図ること。(口腔に関する問題・服薬情報等についても共有)
- ④ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業のサービス目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成し、利用者または家族に説明し同意を得ること。
- ⑤ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報伝達をすること。
- ⑥ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- ⑦ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑧ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑨ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

訪問介護員

下記8で定められた訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等に基づいて、サービス計画に沿ったサービスを提供する。

5 サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望がありましたら、なんでもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	渡部 里美
--------------	-------

6 営業日・営業時間（サービス提供日・サービス提供時間）

営業日・営業時間は下記の通りです。

平日	土曜日	日曜日
8:30~17:30	8:30~17:30	休み

サービスの提供日は、日曜日と年末年始（12/31~1/3）を除く毎日です。

サービス提供時間は以下の通りです。

平日	土曜日	休祭日
8:30~17:30	8:30~17:30	8:30~17:30
※ただし必要に応じて、早朝、夜間についても対応いたします。		

7 従業者の勤務の体制

上記4の職員体制に基づき、6の営業日・営業時間に従って勤務の体制を整えています。

8 提供するサービス区分

事業は、利用者の居宅に訪問介護員を派遣し、下記の身体介護・生活援助を行うサービスです。

身体介護	①サービス準備・記録等 ②排泄・食事介助 ③清拭・入浴、身体整容 ④体位変換、移動・移乗介助、外出介助 ⑤起床及び就寝介助 ⑥服薬介助 ⑦自立生活支援のための見守りの援助 等
生活援助	①サービス準備・記録等 ②掃除 ③洗濯 ④ベッドメイク ⑤衣類の整理・被服の補修 ⑥一般的な調理、配下膳 ⑦買い物・薬の受け取り 等

9 サービス利用料金および利用者負担

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた額です。ただし、区分支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担願います。

- (1) 総合事業の対象者の場合は、保険者証の記載限度額を超えることはできません。
- (2) やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料の全額を事業者支払い、利用者はその後市町から保険給付分を受けとることになります。

下記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(3) 訪問介護 1回につき

	時間区分	訪問介護費	自己負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分未満(夜間・早朝・深夜のみ)	1,630円	163円	326円	489円
	20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円	1,134円	1,701円
生活援助	20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
	45分以上	2,200円	220円	440円	660円
	身体介護に引き続き20分以上45分未満	650円	65円	130円	195円
	身体介護に引き続き45分以上70分未満	1,300円	130円	260円	390円
	身体介護に引き続き70分以上	1,950円	195円	390円	585円
加算	㊠夜間(18:00-22:00)	25%			
	早朝加算(6:00-8:00)				
	㊡深夜加算(22:00-6:00)	50%			
	㊢二人体制加算	200%			
	㊣初回加算	2,000円	200円	400円	600円
	㊤緊急時訪問介護加算	1,000円	100円	200円	300円
	㊦生活機能向上連携加算	1,000円	100円	200円	300円
	㊧介護職員処遇等改善加算Ⅱ	所定単位数の224/1000(月) (負担割合証に応じた額)			

注1) 訪問介護加算のみの加算内容は下記の通りです。

(4) - 1 介護予防型訪問サービス

事業対象者	利用回数	単 位
要支援	週 1 回程度	月に 4 回以上 1, 176 単位/月
	週 2 回程度	月に 8 回以上 2, 349 単位/月
	週 2 回を超える程度	月に 12 回以上 3, 727 単位/月
		287 単位/回

(4) - 2 加算

加算種類	基本料金	利用者負担		
		1割	2割	3割
㊦初回加算	2, 000 円	200 円	400 円	600 円
㊧生活機能向上連携加算 I	1, 000 円	100 円	200 円	300 円
㊨介護職員等処遇改善加算 II	所定単位数の 224 / 1000 (月)			
	(負担割合証に応じた額)			

注 2) 訪問介護又は介護予防型訪問サービス共通加算の内容は下記の通りです。

㊦. ㊦「初回加算」とは、新規にサービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

㊧. ㊧「生活機能向上連携加算」とは、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成する場合に加算されます。

㊨. ㊨ 介護職員の処遇改善加算とは、一定以上の改善基準を超えた場合、当月における全体サービス料に 22.4% を乗じた金額が加算されることになっております。したがって、利用者の自己負担額はその 1 割または 2 割または 3 割相当となっておりますので、御了承下さい。

㊩. 「緊急時訪問介護加算」とは、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算されます。

(5) キャンセル

- ① キャンセル料は次の通りといたします。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、または月額報酬の場合はキャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日まで	かかりません
サービス利用日の当日	600円

- ② 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに（前日までに）次の連絡先までご連絡ください。

連絡先	JAえひめ中央ホームヘルプサービス事業	TEL	089-943-2466
所		FAX	089-943-3750

10 「サービス計画書」の作成とサービス記録

- (1) 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「サービス計画」を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- (2) 事業者は、「サービス計画」の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。
- (3) 事業者はサービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項についての記録を行い、それを5年間保管します。

1.1 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

JA えひめ中央ホームヘルプサービス事業所 相談窓口（担当者 渡部里美）	TEL 089-943-2466 FAX 089-943-3750	月～土 午前8時30分～午後5時30分 日曜日は転送電話にて対応
---	--------------------------------------	--

苦情対応の流れについて

- (1) 苦情対応受付・内容聴取
- (2) 事実確認
- (3) 対応策の検討
- (4) 対応策の決定と説明
- (5) 対応策の実施
- (6) 評価

事業者以外でも、次の窓口で対応いたします。

松山市 指導監査課 事業者指定・指導担当	TEL 089-948-6968	月～金（祝日除く・年末年始休み） 午前8時30分～午後5時15分
伊予市 長寿介護課	TEL 089-982-1111	
東温市 長寿介護課	TEL 089-964-4408	
伊予郡松前町 保険課 介護保険係	TEL 089-985-4115	
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護・事業課介護保険係	TEL 089-968-8700 FAX 089-965-3800	月～金（祝日除く・年末年始休み） 午前8時30分～午後5時15分
愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス運営適正化 委員会	TEL 089-998-3477 FAX 089-921-8939	月～金（祝日除く・年末年始休み） 午前9時00分～午後0時00分 午後1時～午後4時30分

1.2 緊急時における対応方法

サービスの提供中に体調や容体の急変・その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医および家族へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医（かかりつけ医）	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

1 3 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、契約に基づき損害賠償請求に応じます。

1 4 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

1 5 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

